

平成 27 年 1 月 30 日

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長 藤井 康弘 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国身体障害者施設協議会
会 長 日 野 博 愛

総合支援法施行 3 年後の見直しに関する意見

全国身体障害者施設協議会では、常時介護と医療的ケアを必要とする人々の支援を中心に、サービスを利用する障害者のニーズを基本とした多様なライフスタイルを実現するため、障害者権利条約の理念遵守に努めながら、個別支援計画の下、入所利用者及び在宅障害者の地域生活支援と地域福祉関連の事業・取り組みを続けている。

「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」については今後の目指すべき方向性として評価しているが、この骨格提言の実現の方向性もふまえ、今般の施行 3 年後の見直しについて財源、サービス提供体制の整備をはじめ、下記の事項について見直しが必要であると考えます。

1 自己実現を可能とするサービス体系を構築すべき

(1) 各サービスの組み合わせに制限を設けないようにすべき

施設入所支援の利用者が、個別支援や社会生活支援（移動支援の利用等）を活用できるよう仕組みを変えるべきである（施設入所支援と地域生活支援の組み合わせを可能とする仕組み）。

とくに「移動支援」は、本来、施設入所支援利用者も活用が可能であるにもかかわらず、地域生活支援事業（市町村事業）であることから十分な支給（決定）がなされず、利用者が希望するサービスが利用できない。「移動支援」は個別給付化すべきである。

また、関連して、障害者支援施設は住まいの場であり生活施設であるため、必要に応じて施設入所支援利用者にも、土・日曜の利用などが可能な訪問介護の支給決定がなされるような仕組みとすべきである。

これらのように、障害者権利条約において個人の権利として示されている事項を前提に、個別給付と地域生活支援事業のメニューを見直す必要がある。

(2) 障害支援区分によるサービス受給の種類・量について制限を設けない仕組みとすべき

障害者権利条約および障害者基本法の考え方に基づき、社会モデルで障害をとらえる観点から、障害支援区分により利用できるサービスに差異をつけるべきではない。例えば障害支援区分 2 の者でも、十分な居宅介護サービス受給を可能とする仕組みとすべきである。

また、施設利用にあっても支援区分による差を設けず、施設利用が必要と支給決定されれば一律にサービス受給できるようにすべきである。

(3) サービス支給決定プロセスを見直し、新たに構築すべき

現在の障害支援区分判定は「支援判定」とし、支援が必要かどうかの判定までとする。

その後の支給量やサービス内容は、相談支援事業者を中心に、行政と当事者の3者の協議の中で決定する仕組みとすべきである。

こうした点をふまえ、支給決定プロセス全体を具体的に整理することが重要である。

(4) すべての障害者支援施設に相談支援事業を義務付け、地域相談・移行及び入所についての対応を担う機能を確保すべき

すべての障害者支援施設に、地域相談・移行及び入所についての対応を担う機能を確保するため、相談支援事業を義務付け、そのための予算化を図るべきである。

(5) 高齢の障害者について、利用するサービスを選択できる仕組みとすべき

現状では介護保険優先適用が原則であるが、これを障害のある人が障害福祉サービスと介護保険サービスとのいずれかを選択できる仕組みに改めるとともに、併用が可能な仕組みとするべきである。

とくに、障害福祉サービス固有のサービス及びプログラムを利用者が必要とする場合、そのニーズを尊重すること。さらに、介護保険第二号被保険者についてもサービスの選択権を保障するべきである。

(6) 意思決定支援に関連して、本人の意思を尊重しながら家族介護等を前提としない支援体系の構築を進めるべき

本人の意思を尊重しながら、家族介護等を前提としない支援体系（権利擁護・所得保障・住まいの場・ケアサービス）を構築するとともに、まばたきや口文字等での意見表出を支援する施設スタッフ等の専門性を評価し、その体制づくりを拡充すべきである。

支援の選択権を前提とした受給権について、いかなる地域にあっても、サービスの選択を可能とするためのサービスの基盤の整備（サービス事業所の量と質、運営条件の確保）と、必要なだけのサービスを受給できるような財政基盤づくりが不可欠である。

併せて、障害者権利条約第19条「特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」の規定について、皆が合意できる仕組みの検討を進めるべきである。

2 新たなサービス体系・創造的サービスが日々生まれる体系づくりをめざすべき

(1) 地域生活支援事業を改組し、自治体の創意工夫による新たな体系サービスが生まれやすい体制づくりをめざすべき

地域生活支援事業を改組し、利用者の希望や事業所の提案等を含む自治体の創意工夫による新たな体系サービスが生まれやすい体制づくりをめ

ざすべきである。

とくに、自立生活にチャレンジしようとする障害者支援施設の利用者を応援する「チャレンジ応援プラン」（仮称／次頁参照）を自治体の判断等により実施可能とする仕組みを構築すべきである。

【チャレンジ応援プラン(仮称)とは】

自立生活にチャレンジしようとする障害者支援施設の利用者(入居者)を応援する仕組み。

[具体的イメージ]

- 障害者支援施設の利用者（入居者）として籍は置いたまま、一定期間アパート等で体験的に生活。
- 課題が生じて、チャレンジ生活を継続できなくなった場合、住まいを障害者支援施設に戻せる（帰れる場所が保障されている）体験の場。
- チャレンジには、戻れる住まいがあることが重要。
 - ・ ご本人は不安が和らぎ、安心感をもってチャレンジできる
 - ・ ご家族が、ご本人のチャレンジを前向きに受けとめることができる
- 既存事業である、相談支援事業の「地域移行支援」や「地域定着支援」には、この体験後に引き継ぎ、活用の可否を検討するイメージ。
- 介護や医療的ケア、生活上の支援には、入居していた本体施設の職員が出向く。
- この仕組みでは、利用者に負担増がない。

支援のための費用は、入居者として籍を置くことで本体施設が維持する報酬でまかなうことができる。
- グループホーム利用者に制度化されている家賃補助も求めずに、チャレンジを応援することができる。